

## 令和7年度 東吉野村物価高騰地域振興券事業実施要綱

令和7年12月24日

### (目的)

第1条 この要綱は、電気・ガス・食料品等価格高騰による影響を受けている村民や店舗等を支援し、地域の振興を図ることを目的として、東吉野村の住民基本台帳に記録されている全ての住民に対して、東吉野村内で期間を限定して使用できる「東吉野村物価高騰地域振興券」を交付することに関し、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において「東吉野村物価高騰地域振興券」(以下「振興券」という。)とは、第1条の目的を達成するために、東吉野村によって交付される別に定める文書をいう。

2 この要綱において「交付対象者」とは、令和8年2月1日(以下「基準日」という。)において、東吉野村の住民基本台帳に記録されている全ての住民をいう。(基準日の翌日から振興券の交付開始の日までに転出した住民を除く。)

3 この要綱において「特定取引」とは、振興券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。

4 この要綱において「特定事業者」とは、東吉野村内において、事業所、店舗等を有し、特定取引を行い、受け取った振興券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

### (振興券の交付等)

第3条 東吉野村は、交付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、振興券を交付する。

2 前項の規定により交付対象者に対して交付する振興券の券面金額の合計額は、3万円とする。

### (振興券の使用範囲等)

第4条 振興券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 振興券の交付開始の日は、令和8年2月16日とする。

3 振興券は、令和8年3月1日から令和8年9月30日まで使用することができる。

4 振興券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

5 振興券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。ただし、交付対象者が振興券の交付を受けた後に死亡した場合にあっては、死亡した者の相続人又はその代理人若しくは使用者が、当該振興券を使用することができる。

### (振興券の交付方法)

第5条 東吉野村は、交付対象者に対し、郵送又は窓口において第3条第2項の券面金額の振興券を交付する。

### (特定事業者の登録等)

第6条 東吉野村は、別に作成する募集要項を公示して特定事業者を募集し応募した業者を

登録の上、当該特定事業者にて特定事業者登録証明書を交付する。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、特定取引において振興券の受取を拒んではならず、振興券の交換、譲渡、売買及び再利用を行ってはならない。また、その他前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 東吉野村は、特定事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(振興券の換金手続)

第8条 東吉野村は、特定取引において振興券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、総務企画課において、第6条の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、令和8年9月30日までの特定取引において受け取った振興券及び請求書を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法による。口座振替は、毎月1回、25日とし、その日から起算して15日前までに申出を受けた振興券について行う。

4 特定事業者は、総務企画課に対し、令和8年10月30日までに振興券の換金を申し出なければならない。

(その他)

第9条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年12月24日から施行し、令和8年度をもって廃止する。